

佐賀県告示第百八号

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の増加  
西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加える。
- 二 西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更  
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。  
第三条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。  
第六条中「委員二十人」を「委員二十二人」に改める。  
第十七条第二項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の下に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附 則

この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。